女性活躍推進法に基づく 北川村特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月

平成 28 年 4 月 1 日 北川村長 北川村議会議長 北川村選挙管理委員会 北川村代表監査委員 北川村教育委員会

北川村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 15 条に基づき、北川村長、北川村議会議長、北川村選挙管理委員会、北川村代表監査委員、北川村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2.女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。)第 2 条に基づき、村長部局、村議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、 教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する 状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題 に対応するものから順に掲げている。

育児休業を取得しやすい環境の整備

男性職員が配偶者の出産や育児に関わることは、家族との絆を深める大切な時間となります。

また、女性の育児に係る負担を軽減させることで、女性のキャリア形成にも有用なもと思われます。

子育では男女が協力して行うべきものとの視点に立ち、所属長が中心となって積極的な声かけや意識醸成を行い、育児休業や出産関連休暇等を取得することを目指します。

①育児休業の取得促進

- ○育児休業等の取得手続や各種制度について、情報提供や研修等を行う。
- 育児休業を希望する職員に対し、個別に育児休業等の制度や手続きに ついて説明を行う。
- 育児休業等の申出があった場合は、所属長は業務分担の見直しや、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難であるときは、任期付採用や臨時的任用職員の採用等適切な代替要員の確保を図る。

②育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ○所属長は、育児休業から復帰した職員が円滑に仕事に復帰できるよう 業務分担等の配慮を行う。
- 育児休業等から復帰する職員は、復帰後も仕事と子育てを両立すると ともに、復帰職員の仕事と子育てについて全職員で支援を行う。

以上の取組をとおして、平成 32 年度の職員の育児休業取得率の目標を 男性職員 50%、女性職員 100%とする。